

件名：新型コロナウイルス感染症（非常事態宣言の30日間の延長）

<ポイント>

- 11日、デルシーロドリゲス副大統領が、非常事態宣言を、30日間延長すると発表しました。
- 延長により、現在行われている社会的集団隔離等が、5月11日まで継続することとなります。
- 同延長に併せて、航空当局も商用便の運航制限の30日間の延長を発表しました。引き続き、ベネズエラを出入国する商用便は運航停止となります。

<本文>

1 11日、デルシーロドリゲス副大統領が、ベネズエラ全土で実施している新型コロナウイルス対策の非常事態宣言を、12日から30日間延長すると発表しました。12日には、同宣言延長の政令を記載した官報も発行されました。

2 この延長により、現在行われている社会的集団隔離による州や市をまたいだ移動の制限や、商業施設の業務制限、外出禁止措置等が、5月11日まで継続することとなります。

3 12日、同延長に併せて、航空当局も商用便の運航制限の30日間の延長を発表しました。これにより、各航空会社も、現在各社で設定している運航停止期間を延長することが想定され、引き続き、ベネズエラを出入国する商用便は運航停止が継続されます。在留邦人・旅行者の皆様におかれましては、出国や越州が困難になっている等の問題に直面されている場合は、当館まで御一報願います。

4 11日の発表で、デルシーロドリゲス副大統領は、ベネズエラでの新型コロナウイルス感染者数は横ばいであると述べています。12日までの感染者数等は、累計症例数が181名、累計死亡者数が9名、累計治癒数が93名と発表しています。しかしながら、今後、感染者数が爆発的に増加し、医療体制が追いつかない事態も起こりえますので、予防が非常に重要です。以下のような予防に努めてください。ベネズエラでは、断水も頻繁に発生していますので、アルコール消毒やうがい薬による代替手段の確保等も重要です。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

- ・ 手洗い・うがいの励行
- ・ マスクや手袋の着用
- ・ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報
https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト
<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

このメールは、在留届及び「旅レジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp/>